

公益社団法人 日本コンクリート工学会
マスコンクリートソフト普及委員会規程

令和 4年12月22日 制定

令和 5年10月23日 改正

(目的)

第1条 この規程は、マスコンクリートソフト普及委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員20名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

2 委員会に、必要に応じて分科会を設けることができる。分科会は、原則として委員会の委員で構成するが、必要に応じて分科会のみに参加する委員（以下「分科会委員」という。）を招聘することができる。分科会委員は、委員長が指名する。

3 委員会に、必要に応じてメール等を用いて情報提供や意見交換を行う協力委員若干名を置くことができる。協力委員は、委員長が指名し、調査活動や報告書の執筆への貢献を期待しない者とし、原則として委員会への出席は求めない。

4 委員会に、必要に応じて委員以外の顧問若干名を置くことができる。顧問は、マスコンクリートのひび割れ制御に深い知見を有するものとし、委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。また、必要に応じて幹事若干名を置くことができる。

2 委員長は、会長が指名する。

3 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は2年とし、2期4年までの重任を妨げない。

2 幹事、委員、分科会委員、協力委員及び顧問の任期は2年とし、重任を妨げない。

3 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、マスコンクリートの温度応力解析ソフト「JCMAC」シリーズ（以下「ソ

フト」と言う。)の普及を目的として、以下の活動を行う。

- (1) ユーザーサポート
- (2) ユーザー向けセミナーの開催
- (3) 既存ソフトのバージョンアップ、小規模機能追加
- (4) 大規模追加機能等による新規ソフトの開発
- (5) その他、ソフトの普及に資する活動

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(国際委員会との協調)

第7条 海外出張及び海外講習会を行う場合には、計画の段階で普及委員会に付議するとともに、国際委員会に諮って承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、普及委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
2. この規程の改正は、令和5年10月23日から施行する。